

2 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）5.2、5.3又は5.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)に定める方法及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシシン銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表②1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(a) BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶解酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

基準値は、日間平均値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B		生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

(a) COD等

類型	項目	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質(SS)	溶解酸素(DO)	大腸菌群数
AA		水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A		水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B		水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C		工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水全 農業用水全 環境用水全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 - 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B		生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3		生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

ウ 海域
(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A		水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A		生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3		生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

(4) 水生生物保全に関する要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	測定法
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L以下	日本工業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特 A	0.006mg/L以下	
		生物 B	3mg/L以下	
		生物特 B	3mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.8mg/L以下	
		生物特 A	0.8mg/L以下	
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L以下	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について)付表(以下「付表」という。)1に掲げる方法
		生物特 A	0.01mg/L以下	
		生物 B	0.08mg/L以下	
		生物特 B	0.01mg/L以下	
	海水域	生物 A	2mg/L以下	
		生物特 A	0.2mg/L以下	
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L以下	付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	1mg/L以下	
		生物 B	1mg/L以下	
		生物特 B	1mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.3mg/L以下	
		生物特 A	0.03mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L以下	平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について)付表(以下「平成25年通知付表」という。)1に掲げる方法
		生物特 A	0.0007mg/L以下	
		生物 B	0.004mg/L以下	
		生物特 B	0.003mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.0009mg/L以下	
		生物特 A	0.0004mg/L以下	
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L以下	平成25年通知付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	0.02mg/L以下	
		生物 B	0.02mg/L以下	
		生物特 B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.1mg/L以下	
		生物特 A	0.1mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L以下	平成25年通知付表 3 に掲げる方法
		生物特 A	0.003mg/L以下	
		生物 B	0.03mg/L以下	
		生物特 B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.02mg/L以下	
		生物特 A	0.01mg/L以下	

(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又はK0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)に定める方法及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

(6) 地下水の水質汚濁に係る要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシシン銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロロボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法